１９９９年７月４日発行

# みなみかわち
# 町議会ネットワークニュース
（第１０２号）




村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418
e-mail:
muraomit@mb.infoweb.ne.jp



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621
e-mail:
k-isobe@bc4.so-net.ne.jp



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019


暑中お見舞申しあげます。
今回は、新町長就任後初めての議会でした。

## ６月議会の報告会を開きます

とき：７月１８日（日）午前１０時～１２時
ところ：グリーンタウンコミュニテイセンター会議室

明日の町政を考える会

今回は平成11年第2回臨時会（5月12日）と
平成11年第2回定例会（6月15～18日）の報告です。

------------ もくじ ------------

《審議事項》

| | | | |
|---|---|---|---|
| 選任第　1　号 | 4月25日の議員補欠選挙で松本賢一氏が当選<br>議席の指定について…13番<br>議会常任委員会委員の選任…総務常任委員会 | | |
| 承認 | 専決処分した事件の承認について | | |
| 第　1　号 | 町職員の定数条例の一部を改正する条例について | 賛成全員 | 可決 |
| 第　2　号 | 町町税条例の一部を改正する条例について | 〃 | 〃 |
| 第　3　号 | 町都市計画税条例の一部を改正する条例について | 〃 | 〃 |
| 第　4　号 | H11年度分の固定資産税等の納期の臨時特例条例 | 〃 | 〃 |
| 第　5　号 | H10年度町一般会計補正予算（第6号）について | 〃 | 〃 |
| 第　6　号 | H10年度町農集排事業特別会計補正予算（第5号） | 〃 | 〃 |
| 議案第　21　号 | H11年度町一般会計補正予算（第1号）について | 〃 | 〃 |
| 報告第　1　号 | H10年度町一般会計予算繰越明許費について | 〃 | 〃 |
| 2　号 | H10年度町一般会計予算事故繰越しについて | 〃 | 〃 |
| 3　号 | H10年度町農集排事業特別会計予算繰越明許費 | 〃 | 〃 |
| 議案第　22　号 | 町介護認定審査会委員の定数等を定める条例制定 | 〃 | 〃 |
| 23　号 | 町農集排施設の設置及び管理条例の一部改正条例 | 〃 | 〃 |
| 24　号 | H11年度町一般会計補正予算（第2号）について | 〃 | 〃 |
| 25　号 | H11年度町農集排事業特別会計補正予算（第2号） | 〃 | 〃 |
| 発議第　2　号 | 地方分権の実現に関する決議（案）について | 〃 | 採択 |
| 請願第　1　号 | 聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める請願書について | 〃 | 〃 |
| 陳情第　1　号 | 「食料・農業・農村基本法」とその関連施策を求める陳情書について | 〃 | 〃 |
| 発議第　3　号 | 聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める意見書（案）について | 〃 | 〃 |
| 第　4　号 | 「食料・農業・農村基本法」とその関連施策を求める意見書（案）について | 〃 | 〃 |

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：海老原平吉・松本　賢一・荒井　英子・磯辺　香代
村尾　光子・伊沢　剛　（敬称略）（通告順）

### ☆ 常任委員会研修予定 ☆

**教育民生常任委員会**

☆栃木県葛生町
・「あくとプラザ」建設事業の概要及び健康福祉センターの活動内容について

☆福島県船引町
・読書指導研究指定校に係る研究概要について

☆7/1～7/2　（磯辺）

**建設常任委員会**

☆栃木県那須町

・災害復旧の取り組みについて

☆7/6～7/7　（荒井）

**経済常任委員会**

☆福島県熱塩加納村
・学校給食への地元農産物の供給における経緯並びに展望について

☆福島県日和田町
・商業活性化に向けたビジョン実現までの経緯並びに今後の方策について

☆7/27～7/28　（村尾）

## ★町民税、恒久減税実施　減収は１億３千万円　（報告：村尾）

――　地方税法改正により　――　（第2回臨時会）

H10年度の特別減税（所得割を定額減税）に続き、今回は恒久減税策です。

【改正点】

| | |
|---|---|
| (1)所得割の最高税率を引き下げ　→ | ８３００万円の減収 |
| ・個人税率引き下げ　700万円を超える分　12/100 | ⇨10/100 |
| ・退職所得税率引き下げ 1400万円を超える分（退職所得控除額を控除して5.4%を乗じた金額から342千円を控除した額） | ⇨（退職所得控除額を控除して4.5%を乗じた額から216千円を控除した額） |
| (2)個人町民税定率減税　→<br>一律15%控除（4万円を上限とする） | ４９００万円の減収 |
| (3)個人長期譲渡所得税率引き下げ（H12～13年度分）<br>・課税譲渡金額　6千万円以下　4/100<br>6千万円以上　240万+（6千万円を超える分×5.5/100） | ⇨　一律に　4/100 |
| (4)住宅買い換えによる譲渡損出<br>・住宅借入金がある場合　3年間繰り越して控除　（H11.1.1～12.3.31）<br>＊但し3000万円以上の所得のある人には適用されない | |
| (5)個人町民税所得割非課税の範囲　→<br>・35万円×（扶養親族・控除対象配偶者の人数＋1）＋30万円　以下の人は非課税<br>⇨　35万円×（　同様　）＋31万円　以下の人は非課税 | 影響は殆ど無い |
| (6)町たばこ税の税率引き上げ：減収補填として　→<br>・1000本につき1155円 ⇨ 1000本につき1266円（H11.5.1以後売渡分から） | ２００万円の増収 |

町税が1億3千万も減収とは！それでも『財政上は影響無い』と税務課長は答弁した。減税補填債（借入）の計上もないし、どうしてかな･･･、腑に落ちなかった。

本会議後、財政担当者に尋ねたら、『当初予算は既にこの減税分を見越して編成したので、予算書上は影響ない。だから補正予算措置は必要ない』とのこと。

そうか、既に事業費削減をしていたのか。だから前町長は道の駅構想を凍結したんだね。住民にとっては住民税減税は大歓迎に違いない。しかし、自治体の貴重な自主財源は少なくなる。H11年度の町民税予算額は13億円だから、1割も減少した。喜んでばかりはいられない。国策で住民税（自主財源）の税率が決められてしまうという不条理。地方分権法の下ではどうなる？

## ★町職員定数条例改正（臨時議会）

＊総務課長答弁 また定数条例[illegible]は181人ともいった、訳の分からない答弁だった。

【職員数】 議会事務局 ２人 → ３人

理由

監査委員事務局担当を総務課より議会事務局へ移したため。しかし、町長部局の職員数は変更しない。

・この結果、職員定数は186人（1人増）となった。条例上の定数は上限を決めているもの。実際の職員数は184人。＊（P8 [illegible]議員一般質問参照）

町長部局 112人、議会事務局 3人、教育委員会事務局 59人、農業委員会事務局 3人、選挙管理委員会事務局 2人、公営企業（水道） 7人

（議案第２２号）　　（報告：磯辺）

## ★認定審査会の定数決まる！
## 「南河内町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例」

第１条　南河内町介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は１０人とする。

医療関係者２名
保健関係者２名
福祉（施設）関係者１名
5名 ×２班の体制をとります

第３条　認定審査会は、この条例の施行日（平成12年4月1日）前においても、介護保険の実施のために必要な審査及び判定の業務を行うことができる。（平成11年10月から認定作業を開始）

＊抜粋。班の図解と３条（　）内磯辺注。

**介護認定審査会は何を審査するの？**

①この人は介護保険の対象になる人かどうか（審査）
②そして、どのくらいの介護が必要か（判定）

を「面接調査の結果」と「主治医の意見書」をもとに決めます。

・町内の認定申請件数を４６０と推定。（H11.10月～H12.3月の間に約460件の認定審査を行う。）
・認定審査会は週１回開催し、１回（約２時間）で２０件程度の審査・判定を行う。

---

（議案第２４号）　　（報告：磯辺）

## ★平成１１年度南河内町一般会計補正予算（第２号）

歳入歳出予算にそれぞれ1069万7千円を追加し、63億8369万7千円としました。

**歳入**

| | |
|---|---|
| 特別土地保有税 | 2,616,000 |
| 教育費国庫補助金 | 113,000 |
| 財政調整基金より繰入 | 7,968,000 |
| 合計 | 10,697,000 |

（単位：円）

●町議会だより65号から議案に対する質疑応答が掲載されています。この補正予算の内容についての質疑応答も67号に載りますのでどうぞ御一読下さい。

**歳出**（主なもの）

介護保険事業費　5,141,000
介護認定審査関係・啓発用パンフ
説明会開催・事務委託・事務用機器

児童館費　3,232,000
運営協議会・活動材料
エレベーター保守管理
周辺芝管理除草・幼児用玩具・事務用機器

地下オイルタンク法定検査及び清掃　1,046,000

祇園小特殊学級備品　2,000,000

緑小スクールカウンセラー関係備品　159,000

## ★聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める請願　&　意見書提出（請願第１号＆発議第３号）

（報告：荒井）




☆請願提出者：小山市聴覚障害者協会
手話サークル「もみじ」
栃木県手話通訳問題研究会
小山地域班

☆紹介議員：荒井、磯辺、村尾の３人がなりました。

☆請願の要旨：医師法、薬剤師法など医事・薬事関係法を中心に「耳が聞こえない者、口がきけない者」を絶対的欠格事由に規定し、個々の能力も事情も一切関係なく、一律に免許や資格の取得が認められていない。また、著作権法や公職選挙法では、間接的に聴覚障害者の社会参加を制限している。「完全参加と平等」を求める聴覚障害者にとって、『法の壁』による苦痛と不利益は甚だしいものがある。ノーマライゼーションの理念に基づき、その全面改正を求める。

☆欠格条項を規定している法令
①医師法　②歯科医師法　③薬剤師法　④診療放射線技師法
⑤臨床検査技師・衛生検査技師に関する法律　⑥視能訓練士法
⑦言語聴覚士法　⑧歯科衛生士法　⑨技師装具士法
⑩臨床工学技士法　⑪救急救命士法　⑫保健婦助産婦看護婦法
⑬毒物及び劇物取締法　⑭道路交通法　⑮検察審査会法

☆間接的に聴覚障害者の参加を制限している法律
①著作権法第20条　②公職選挙法第150条

---

## 議会傍聴記

与謝野晶子の恋の歌にこんなのがある、「しら刃もてわれにせまりしけはしさの消えゆく人をあはれと思う」。下世話に解釈すれば、「あんた私と一緒になるときどうだったのよ。一緒になれなけりゃ、この短刀でお前を殺して俺も死ぬって大騒ぎしたじゃないのさ。なのにあの頃の情熱はどこへ行っちゃったの。そんなあんたが哀れで私だって悲しくなっちゃうわよ」、とでもなるのだろうか。

若山牧水は、「かんがえて飲みはじめたる一合の二合の酒の夏のゆふぐれ」とうたっている。これも私なりに解釈すれば、「あいつは飲みすぎて体をこわしているというし、そういえば彼の死因も酒だったな。人のふりみてわがふり直せというし、今日は一合にしておこう。グビグビッ。うまい！もう一杯くらいならいいだろう。グビグビッ。結局うまいものには勝てないんだなこれが･･･」。

議会を傍聴しながらこんな不謹慎なことを考えていた。

新町長は、「この町をなんとか立てなおさなくては」という意気込み（しら刃）をもって選挙に挑んだはずである。朱に交わって赤くなり、しだいにしぼみ変わってしまえば町民は町長を「哀れで悲しく」思ってしまうだろう。また、つい一杯と酒（？）に手を出せば、あとはぐずぐずと夏のゆふぐれになってしまいかねない。

悪しき手本は他山の石として常に自戒を忘れず、初心を貫く町政運営に徹してほしい。

―― 下原　島田晴夫 ――

# 荒井英子の一般質問



平成１２年４月の介護保険実施に向けて、現在の準備状況を質問しました。

**質問①**

介護保険制度の啓蒙啓発について説明会の開催予定は

**答弁《福祉課課長》**

適宜、必要に応じて地区別説明会を開催したい

パンフレット等は、読んだだけではなかなか理解しづらい。

保険料を払わなければならないこと、申請して認定されなければ介護が受けられないこと、利用料が１割いること等、充分な説明が必要。

**質問②**

・現時点での町内（町内勤務者を含む）介護支援専門員資格取得者は何人か

・実務に就くのは何人か

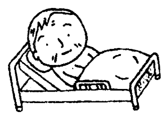
**答弁《福祉課課長》**

・31 名と把握している。
このうち実務研修終了者は 14 名である

・実務に就く人数は把握できていない

新聞報道によると実務に就く、すぐに働く方は半数以下とあった。報酬も労働条件もはっきりしていないから、決断しにくいが町としてはどの様に確保していくのか。





**質問③**

・天寿荘及び、在宅介護支援センターには、介護支援専門員配置が必要となるが何人の配置が必要か。

・確保はできているのか。

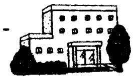
**答弁《福祉課課長》**

・天寿荘へは１人以上、在宅介護支援センターが指定居宅介護支援事業者の指定を受けるには１人以上の配置が必要

・現在は確保できていない。今年の 10 月までに 3 名確保する予定

施設には施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）を配置しなければなりません。但し 14 年度末までの 3 年間に限り、生活指導員等により介護の計画（ケアプラン）を作成できる者を配置すれば足りるという経過措置がある

この時点の質問では、在宅介護支援センターが 10 月から開始できることを前提に質問していたのに、後の村尾議員の質問で在宅介護支援センターの開設は断念せざるを得なくなったと答えていた。



**質問④**

・認定申請予定者数

・その方へのケアプラン作成に必要な介護支援専門員は何人か。

**答弁《福祉課課長》**

・申請予定者は、460 人と見込んでいる
このうち要介護被保険者は、320 人と見ている。

・介護支援専門員は、厚生省の基準に照合すると 7 人と見込んでいる

先の高齢者実態調査では、要援護高齢者で在宅介護者の方が 274 人、施設介護の方が 25 人という結果であった。

居宅介護支援事業者におけるケアマネージャーの基準配置は、利用者 50 人に１人となっている。

質問⑤

介護支援専門員及び、介護認定調査員の研修予定は

日頃お年寄りと接していないと状況把握に差が出ることが考えられる。訪問調査の内容研修や判定基準の学習が必要と思われる

答弁《福祉課課長》

・介護支援専門員については、県が実務
・研修を行っている介護認定調査員については、町も研修を行う予定でいる

質問⑥

・本年10月より認定作業が開始されるが、介護サービス計画（ケアプラン）の作成時期はいつになるのか
・本年10月から来年4月までのタイムスケジュールはどのようか

認定されて介護が必要と見なされた方は、4月を待たずに何らかの手を差しのべ、現在できるサービスを開始すべき。必要なのに放っておくと状況は変化し悪くしてしまうことも考えられる。

答弁《福祉課課長》

来年4月からの介護サービス提供に混乱を来すことのないよう、介護サービス事業者の情報を提供しながら順次作成するよう促していく

質問⑦

・現在、天寿荘入所者のうち、退所と判定されるであろう方は何人か
・在宅に向けての支援対応はどのようにしていくのか

現在、入所中の方には、施設対象者でなくても5年の継続措置があるが、できるだけ早く退所できるように支援対応していくことが必要と考える。そうすることにより入所を待つ方が出ないようにしていけるはずである。

答弁《福祉課課長》

・平成10年10月のモデル事業の結果からは 、自立及び要支援と判定された方はいなかった。
・今年10月からの要介護認定の結果から要介護状態に該当しなかった場合は、施行日から5年の間に施設と連携を図りながら在宅サービスの調整を行うなどして支援を図っていきたい



質問⑧

認定申請したが「自立」と判定された方への支援対策はなされるのか

認定申請した方は何らかの援助介護はほしいと思って申請しているわけ出ある。介護認定はできなくても申請者の要求を把握し、町として援助をしていく必要があると思う。その状況のまま放置しておくと介護が必要な状態になってしまう恐れもある。

答弁《福祉課課長》

介護保険給付対象外のサービスとして老人保健福祉計画の中に必要なサービスを組み込んでいきたい

まだ、国からの方針・施策が未完全な時、町としてもはっきりせず、準備も不安なところはあろうかとは思いますが、かといって、指示がないから放っておくわけにもいかないわけです。今からでも出来ることはすぐに実行に移し、一歩でも町の独自性で動き出していただきたい。現に介護を必要としているお年寄りはいるわけで、制度の形はどうであれ、援助を待っているお年寄り、介護をしている家族が実際にいるということを忘れないでほしい。



# 磯辺香代の一般質問（6月15日）

## 1．職員採用について

①11年度職員採用選考について、募集人数、応募者数、採用見込み者数、採用者数を伺う。

【総務課長】

一般事務を２名程度、保健婦を１名募集した。一般事務については２５名、保健婦は３名の応募があった。それぞれの募集人数を採用した。

②昨年４月１日現在の職員数は１７８人（県地方課調べ）。今年は５月１２日現在（臨時議会にて）１８４人とのことである。６人増の説明を求める。

【総務課長】

本年４月１日現在の職員数は１７９名であり、増加の要因は介護保健事業と仁良川土地区画整理事業である。なお、５月の臨時議会で申し上げた１８４人は職員定数である。

③地方分権への確実な流れの中、今後、職員採用においてどんな人材を求める考えか。

【町長】

問題の分析判断能力や町の将来像を計画立案できる企画能力、そして実行力を持った人材の確保が必要と考える。




このようなデータはどこかに掲載されているのだろうか。見た記憶がない。データとその年の採用方針、基準といったものは基本的な行政情報として提供してほしい。受験待機組の若者の心をとらえるためにも。

２人退職、３人採用だから職員増は１人のはずと思って質問した。昨年１７８人だったのが１８４人にいつの間にかなっていたとしたら問題であったが、認識違いであったらしい。

④（人材の確保のために）二次試験へのデイベート・集団討論の導入、採用試験委員会への民間人起用など、思いきった改革が必要と思うが、所見を伺う。

【総務課長】

現在、二次試験については作文と面接を行なっているが、新しい時代に対応できる人材確保のため、能力を見る人物重視の試験をしたい。町民の方に簡潔で要を得た話し方ができることも必要とされることから、デイベートや集団討論あるいは小論文を課すなど、今後の採用試験のあり方について貴重な参考としたい。

【町長】

（民間人起用に関する再質問に対して）行政マンとは違った角度からの見方ということへの提案だと思う。参考にさせていただく。

採用試験委員会に民間人を起用している自治体はすでにある。多彩な委員による幅広い観点から評定を行うのが目的だが、採用試験選考に関しての不透明感を払拭するという意味合いもある。人材確保のためには、多くの応募者に試験を受けに来てもらわなければならない。そためには採用試験を一層公正なイメージにすることが大切だと思う。



「組織においてどんな人材を集めるかは、その組織の命にかかわる問題だ。総合サービス産業である自治体においてはなおさらのこと。分権時代がきた今、政策マンの卵をどう獲得し、育成し、能力を最大限に発揮できる体制を、どう作り出すかが重要課題だ。人事施策は経営戦略そのものだ。」　佐々木信夫
中央大学教授（行政学）

地方分権と言っても、今の段階では県を指すものが多く、また財源の問題が残されていて、完璧なものとは言えないが、今国会で「地方分権一括法案」が通過の見通しである。

いままでのように全国どの市町村も標準的なサービスを提供する、いわゆるナショナルミニマムの実現を目指した時代は国の指示に従っているのがむしろよかったのでしょうが、これから始まる分権時代においては、自治体の自己決定・自己責任に基づく新しい地域文化の創造や企業家的ビジネス展開が求められる。

自治体の自己決定の背後には、住民の自己決定があり、住民の自己決定の背後には、徹底した情報公開と町政への住民参画、そして住民自らの責任の発生がある。

これら諸々の変化の背後には変革期を意識的にとらえ、全体を前向きにすすめていける自治体職員の方々の存在が必要不可欠なのである。

新人はもちろんのこと、現在の職員の方々にも大いに期待を寄せている。やはり、動かしていくのはひとだから。目立っちゃいけない社会なのだろうけれど、役場のキーパーソン、役場の星の出現をこころから待っている。ちょっとくらい目立ってもいいのじゃないか？

たちうちできる議員になるために私たちもがんばらなければいけません。分権時代にふさわしい地方議会について今回の定例会で決議をしたんだった。
（決議は町議会だより６７号に掲載）

## ２．環境行政について

６月１日、県は「産業廃棄物パトロール隊」を編成し、期間中県内全域で産廃の不法投棄、野焼きなどの不適正処理の発見や改善指導に努めるとのことである。

①町版パトロール隊を考えてはどうか。

【保健衛生課長】
ごみの不法投棄等が増加傾向にある。

＊memo
不法投棄等に対する町の監視体制（現在）

- 産業廃棄物の不法投棄休日夜間監視委託事業
町が県南健康福祉センター（県の出先機関）に不法投棄がなされる恐れのある箇所を報告すると、月に１～２回休日等の早朝・夜間、民間の警備保障会社による巡回監視が行われる。
- パトロール強化月間中（６月）の町と県合同一斉パトロール（６月２４日実施）
- 月に１～２回の町担当者によるパトロール。県に情報提供

さらなる監視体制の強化と地域住民の関心を高める観点から監視員等の設置について今後積極的に検討したい。

立ち入り調査権など、指導監督を行う権限は県にあり、今のところ町にはない。監視体制は狭い程、ことが小さなうち程効果的なわけだから、
②不適正処理に対し町自身が対応可能な権限をもつため、条例もしくは要綱の制定が必要ではないか。また県併任職員制度の導入についてはどうか。

＊memo 県併任職員制度＝県職員が持つ施設や敷地への立ち入り調査権限を市町村の職員に持たせ、不法投棄や産廃処分場に対する指導・監督を行う。

【保健衛生課長】
現時点では町の条例や要綱を制定することは考えていない。県併任職員に関しては、申請していきたい。

③公用車両購入時の選択基準に低公害の観点を導入していく時期と思う。所見を伺う。

【総務課長】
地球温暖化防止、その他の自然環境保全の観点から公用車購入については低公害に配慮したい。

ハイブリッドカーは事業所の購入だと国の補助があると聞いた。またハイブリッドカーばかりでなく軽自動車も用途に合いさえすれば立派な低公害車となる。環境保全の思想を多くの施策の中で一貫させるべきと考えた。
条例制定の考えなしとの答弁だったが現状の対策は環境汚染の後追いとなりつつある。なにせ現代の汚染物質は目に見えなくて、しかもごく微量で生殖への影響があるというものだ。空気と土の汚染はやがて水の汚染をもたらし、めぐりめぐって私たちの体にはいってくる。環境保全の町条例を早いうちに制定して汚染の歯止めとすべきだろう。他市町の実践例とアプローチの方法を研究して出直し。

## 3．窓口サービスについて

「行政は最大のサービス産業」との町長の言葉に期待している。特に窓口サービス向上への改革プランを示されたい。

【町長】
私は職員に①公僕としての姿勢の徹底②自己保身的行政対応の排除③適度な緊張感の保持④主体性の向上⑤説明責任を果たす⑥慣例前例の打破と改革と実行の行政執行をお願いした。このように業務に当たれば住民への対応は良くなるはずと考えている。
具体的なことはまだ申し上げかねる。保健医療福祉の窓口一元化、グリーンタウン地区への窓口設置については何らかの形で実現できるように努力したい。

窓口だけが行政サービスだとは思わないが、住民にとって行政との接点は窓口なのである。行政が真にサービス産業であるのなら、訪ねて来たお客のハートをまずは入り口でとらえる努力をするのが当り前だと思う。小さなことからでも、できるものから実行し、町民に対しここを変えたよとアピールしても別に自慢・不遜などとは思わない。むしろ新しい町長になってこれから町政が変わるよというメッセージとしてはたらく。「役場にいらっしゃった町民に心細い思いはさせません」「勤め人の方にも使いやすくします」などと大きな広報をすれば.....待ってました！！なのに。

*たとえばこんなこと*
★総合案内係りの設置（課のたらい回し防止・障害をお持ちの方への配慮）
★午後7時までの窓口延長（宇都宮市　遅番制で対応）
★課の内容を一番わかる課長が窓口近くに座る（秋田県鷹巣町）
★ 西部人口密集地域への窓口設置
★ 町長の公務スケジュールを入り口ボードに公表（みんなの町長だから　磯辺案）

# 村尾光子の一般質問



## 問1．情報公開について

この５月、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)がやっと国会で可決され、成立しました。施行は2年後です。国に先行して条例や要綱を定めている自治体は848(4月1日現在、共同通信社調べ)。近年は官々接待の食料費問題等開示請求が増加し、制度運用上の問題点も明らかになってきました。それらを踏まえた国の法律は、なかなか水準が高いとの評価もあります。

これから条例制定する自治体は、最低限でも国の水準並に、むしろそれ以上のものを、地方自治の本旨に即して創っていきたいものです。さて、12年度中には条例制定する予定の南河内町は？

(1)情報公開についての基本方針と、条例制定に向けての進捗状況と今後の手順を伺う。

水準の高い充実した内容とするためには専門家を交えた審議会での論議が不可欠であり、この条例を住民参画の一手だてとするには「情報公開とは何か」の理解を得るための町民への啓発活動が必要だ。

どう考え、どのように進めるのか。

【町長】町民の公文書の開示を請求する権利を保障し、町政への理解と信頼を深めること、また、積極的に情報を公開することにより、行政への関心を高めることを目的とする。

情報は原則公開であるが個人のプライバシー保護に配慮しながら、開かれた行政を基本方針として条例制定したい。

H11年4月に庁内文書整備推進委員会を組織し、管理規程や分類表を見直して管理方法を決定した。今後、民間の学識者・有識者による審議会、庁内担当者による検討委員会を経て条例制定する。

【総務課長】広報などを通じて、必要有ればちらしや冊子を配布して啓発する。

審議会発足は早くても今年度後半となる。

(2)H10年度に実施した文書管理のあり方についての調査結果と改善計画の説明を。

【総務課長】H10年度には行政改革推進委員会にて文書管理方法についてファイル方式か簿冊方式か、それぞれについて研修した。その結果11年度に、文書を紛失しやすいファイル方式ではなく簿冊方式と決定した。書庫整備は完了したので、目下、文書整理委員会で順次整理し、書庫に収めている。

議会後、H10年度には委託していないことが分った。管理・保存システムはこれから検討するとのこと。
行政、ちゃんと説明しないのか。調査委託費予算は420万円だった。

**《情報公開法》**：抜粋

**(目的)**

第1条　この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

**(開示請求権)**

第3条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

**(地方公共団体の情報公開)**

第41条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない。

＊第41条は公布の日から施行

“開かれた町政を実現する会”を主宰している一員の私は、情報公開を最も基本としている。『町民が主役の開かれた町政』を目指す宇賀持町長も、条例の早期制定を公約に掲げている。

行政と住民のパートナーシップは情報を共有することから始まる。お座なりではない条例制定を求める。とかく行政監視のためだけが強調されがちだが、住民参画を促進し住民からの対案を引き出すための制度でもある。今後の進め方に期待！

## 問2．ごみ処理行政について

大阪府能勢町、埼玉県所沢市の焼却施設からのダイオキシン排出問題が全国的に注目されました。ダイオキシン類は焼却施設から排出されるものが大部分という実態を踏まえると、私たちが排出するごみ(一般廃棄物)の処理方法にも無関心ではいられません。こうした中で、県は『ごみ処理広域化計画』を策定しました。小山広域保健衛生組合はどんな方針を打ち出すのか、北部清掃センターはどうなるのか、町長の姿勢を質しました。

(1)北部清掃センターのダイオキシン削減恒久対策としての施設改造計画の具体的内容を示して下さい。焼却灰の最終処分方法は変更するのか。

【保健衛生課長】恒久対策として、H14年度までに焼却灰と飛灰(バグフィルター灰)を完全分離し処分する。分離施設は12年度 実施設計、13年度 建設する計画。施設は集塵飛灰固化装置(処理能力 3.5トン/日)と焼却灰貯留設備で、現建物の北側に建設予定。建設後はダイオキシン濃度が高い飛灰は高温溶融固化処理後、道路路盤等建設資材として利用と最終処分を考える。焼却灰は現行通り宮城県村田町の民間業者へ委託(堆肥化)。

施設改造事業費は実施設計前なので公表は差し控える。1市3町の負担割合に基づく。

高温溶融固化処理はどこでするのか？再利用上、安全性は本当に大丈夫か？改造費の概算額をどうして公表できないのか？『質問制限時間1時間』のルールで打ち切り…

(3)「町ごみ減量化・分別収集検討委員会」をどのように位置付けるのか(審議会か実践組織か)。また、「会長は町長」と規定しているが、お辞めいただきたい。所見を伺う。

【町長】発足以来、ごみ問題について先導的役割を担っており、実績を評価している。多くを行政に反映させた。調査研究から実践まで活動しているが、どちらかというと実践組織とさせていただきたい。「町長の会長職」と併せて、会議にて委員の意見を聞きいて判断し、要綱を検討する。

(2)県ごみ処理広域化計画についての見解と今後の対応姿勢はどうか。

広域化計画はダイオキシン類発生抑制策としても位置付けられているが、焼却炉の大型化、ＲＤＦ化施設導入等、焼却推進の方向である。これは分別・再資源化を推進してきたこれまでの南河内町方針、更には「資源循環型社会を目指した、焼却・埋立に頼らないごみ処理行政の構築と推進」を公約に掲げている町長の政策と相容れない。

町長の臨む姿勢を明確にされたい。

【町長】「資源循環型社会を目指した、焼却・埋立に頼らないごみ処理行政」は私の環境行政への基本的考えだ。

広域化計画はダイオキシン削減対策とはいえ、焼却施設の大型化やＲＤＦ化等焼却処理が大きなウェートを占めている。だが、屎尿処理に生ごみを投入する、焼却灰を溶融固化して再生利用する、ブロック化では適正な規模と位置等、資源循環型や最終処分量削減の考え方も入っている。今後はブロック毎に基本計画を策定することになっており、焼却施設の安易な大型化には頼らず焼却・埋立削減、分別・再資源化の姿勢を明確にして対応したい。

(再質問)国は処理能力1日100トン以上の施設に補助するとしている。大型化しかも24時間連続運転の施設を造れば、維持管理するために積極的にごみ集めをするようになる。燃やさない方針のビニ・プラも燃やしてしまうのではないか。

【町長】国・県の方針は決まっており、焼却に頼らざるを得ないのが現実だ。その中で主張するのは、間違いなく難しいだろう。しかし

県は計画の中で「技術革新が予想され、弾力的に対応する」としており、また、朝日新聞の報道(6月13日付け)によると、厚生省は「今後のごみ処理は焼却・埋立に頼らない方向とし、広域化計画に沿っていれば100トン未満の施設も補助対象とする」旨の考えを　関係審議会に示したとあった。期待しながら、小山プロジェクトで主張する。

小山広域保健衛生組合では、現在2箇所ある焼却施設(小山中央清掃センター160トン/日、北部清掃センター40トン/日)を1箇所にすることになる。24時間連続運転炉は規模に見合ったごみ量を終日燃やし続けないと適正管理ができないと聞く。　町長は、焼却施設の安易な大型化には、「難しいだろう」と言いながらも、“もの申す”決意を示した。先ずはこれを主張することが必要ではある。しかし、ごみ問題の本質は排出抑制より発生抑制であるはず。造りやすい、売りやすい、そして使いやすい、買いやすいでも適正処理困難な物の製造や販売抑制、使用抑制の施策を講じなければ、一般廃棄物処理を義務化されている市町村が苦しむだけ。この点を国・県に主張すべきと言いたかった。質問の時間切れは誠に無念。　生ごみ堆肥化を公約に掲げる町長の手腕の見せどころでもあるのだが・・・。

【参考】　《「栃木県ごみ処理広域化計画」とは》 ── 背景と概要抜粋 ──

**背景**

H9年1月　厚生省「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(ダイオキシン類削減プログラム)」を公表し、ごみ処理の広域化等によるダイオキシン類排出削減のための緊急対策及び恒久対策を示した。さらに、次の諸対策を求めている。

- ごみ焼却施設の規模はごみ処理の効率性、発電など余熱利用の効率性・経済性等から300トン/日程度以上、最低でも100トン/日程度以上とすべきこと
- 焼却残さに含まれるダイオキシン類を削減するための高度処理、発電等の余熱利用を含めたリサイクルの推進、
- ごみ処理施設の集約化による公共事業コスト縮減等

H9年5月　厚生省は各都道府県に「ごみ処理の広域化計画について」を通達

**栃木県ごみ処理広域化計画　(H11年3月策定)**

**目標**　(1)一般廃棄物処理施設からのダイオキシン類排出削減

ごみの排出抑制、リサイクルの徹底等による焼却量削減を前提に、全連続炉、ＲＤＦの活用等により、ダイオキシン類の排出濃度を0.1ng-TEQ/Nm$^3$以下達成、焼却灰・飛灰は溶融固化等の高度処理を行い無害化する。

(2)リサイクル社会の構築

- マテリアルリサイクルの推進　：原料として再利用
  容器包装廃棄物等のリサイクルを効率的推進、焼却灰等溶融スラグの利用推進
- サーマルリサイクルの推進　：熱源として再利用
- 今後整備を行う焼却施設は、施設の集約化による全連続運転やＲＤＦ等を活用し、ごみ焼却で発生する熱エネルギーを最大限回収した熱供給や発電の実施

(3)施設の効率的運用

- 施設の適正規模の確保、適正配置と効率的運用(県内 10ブロック化、焼却炉10基に)(現在33基)
- 最終処分量の削減(焼却灰の溶融スラグを建設資材として利用)

(4)ＲＤＦ化施設の積極的な利用を図る

**計画期間**　概ね20年後を見通し、H11年度を初年度、H20年度を目標年度とする10年間
但し、計画期間内でも、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直す

小山ブロック　（小山市・南河内町・国分寺町・野木町）

| | ごみ排出、処理状況（H9年度） | | | | | | | 広域化計画でのごみ処理量予測（*） | H25年（t/日） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ごみ排出量 | | ごみ処理量 | | | | | | |
| | 1日平均（t/日） | 1人1日（g/人・日） | 処理割合 生活系% | 処理割合 事業系% | 焼却処理（t/日） | 資源化（t/日） | 最終処分（t/日） | | |
| 小山市 | 135.89 | 889 | 82 | 18 | 100.34 | 28.73 | 12.21 | 焼却処理量（要施設規模） | 126.8～87.8（172～119） |
| 南河内町 | 13.41 | 646 | 91 | 9 | 7.38 | 2.29 | 1.15 | 焼却以外の中間処理 | 70.1～63.1 |
| 国分寺町 | 10.84 | 672 | 91 | 9 | 5.92 | 2.01 | 1.10 | | |
| 野木町 | 19.06 | 707 | 93 | 7 | 3.45 | 3.97 | 1.25 | スラグ化 | 15.3～10.6 |
| 計 | 179.20 | 827 | 84 | 16 | 117.10 | 37.00 | 15.71 | 最終処分量 | 1.7～0.7 |

* ごみ処理量の予測：資源化割合が現状推移した場合を上限に、「栃木県ゴミ減量化・再生利用推進計画」における目標値（H20年 リサイクル率：30%、ごみ減量化率：10%））を考慮した場合を下限とした

**ごみ処理施設の整備状況とごみ焼却施設整備の基本的方向**（ブロック別施設整備方針）

| 現有施設名 | 構成市町村 | 処理能力（t/日） | 処理方式 | 稼働開始（稼働年数） | 施設整備計画 第1期 | 施設整備計画 第2期（20年頃） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中央清掃センター | 小山市 | 160 | 全連続 | S.61（13） | 13年度改造 | 新施設整備 |
| 北部清掃センター | 南河内・国分寺 | 40 | 准連続 | H.3（8） | 13年度改造 | （広域運営） |
| 野木町資源化センター | 野木町 | 10 | RDF | H.4（7） | —— | 統合を検討 |

└野木町にはこの他堆肥化センターもある

県広域化計画を基本構想とし、H12～13年に小山ブロックにて基本計画策定、その後実施計画（新施設整備に伴う具体的計画規模・システム選定、用地選定、生活環境影響評価）策定

（4）不法投棄対策を具体的に。監視体制をどう強化したか。4月から環境係の職員数は1名減の2名となったことへの見解は。

【保健衛生課長】昨年9月以来、特に体制強化はしていない。→磯辺議員へ答弁参照

【町長】まだ明言できない。担当から要請はある。検討する。

## 問3．介護保険制度実施に向けて

来年4月から実施される介護保険制度。今年10月から着手する要介護認定作業はじめサービス供基盤整備、保険料徴収まで、果たして準備は万全か？我が町では保険料はいくらになるのか？私たちの不安は尽きません。本当に介護を社会的に支えてもらえるのか、必要に見合ったサービスが受けられるのか、行政は住民の不安に応えるべきです。むしろ、積極的に理解と納得を得る努力をしなければ、と思うのですが現実は・・・。

（1）保険条例は、単なる介護保険運営のためだけの手続条例ではなく、保険や介護サービス全般を含めた、地域福祉の充実に向けた条例として制定すべく次の点の明記を。
①介護の理念、　②住民の権利、
③保険者やサービス提供事業者責務、
④介護福祉サービス苦情調整委員の設置、
⑤介護保険運営協議会の設置

【福祉課長】法制定の趣旨を踏まえ、厚生省から示される条例準則をもとに、専門有識者の意見や今指摘されたことを反映して、主要な規定を盛り込む。地域福祉の充実に努力する。

果たして質問趣旨は理解して頂けたのか？反映するとは答えたが。総合的な福祉条例とすべきでは、と提案した。要支援・要介護と認定されない方々へ、どのような施策を用意するのか、町高齢者福祉施策体系を明記して！

[参考]

## 介護保険条例の作り方 ―― 長崎短期大学　高橋信幸教授の講演レジメから ――

| 条例で決定すべき事項 | 制定すべき時期 |
|---|---|
| ①介護認定審査会の設置と委員の定数 | 6月議会(制定済み) |
| ②上乗せサービスを行うときには、独自の居宅介護(支援)サービス費区分支給限度基準額等<br>③居宅介護(支援)サービス費種類支給限度基準額<br>④市町村特別給付 | 12月または H12年3月議会 |
| ⑤第1号被保険者の保険料率<br>⑥第1号被保険者保険料普通徴収の納期<br>⑦保険料の減免<br>⑧保険料の賦課徴収に関する事項 | H12年3月議会 |
| ⑨経過的居宅給付支給限度基準額を定める市町村は、その額及び法定居宅給付支給限度基準に対する割合 | 12月または H12年3月議会 |

### 内容豊かなサービス条例とするには

**①介護の理念を明記する**
- 介護を社会全体で支えること
- 普遍性と権利性に富んだ介護ｻｰﾋﾞｽであること
- 自立を支援するｻｰﾋﾞｽであること
- 効率的で、総合的なｻｰﾋﾞｽであること

**②住民の権利を盛り込む**
- 人格の尊重と個人の尊厳が厳守されるべき
- ｻｰﾋﾞｽを必要とする住民は、いつでも、どこでも、誰でもが受給できること
- 自己選択、自己決定権の行使が保障される
- 自己の残存能力を引き出すｻｰﾋﾞｽ受給が可能

**③保険者やｻｰﾋﾞｽ提供事業者の責務を盛り込む**
- 介護の理念と住民の権利を守らねばならない
- ﾆｰｽﾞに応じたｻｰﾋﾞｽを工夫し、創り出す
- 住民のﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰを含め、生命・財産・権利を擁護

**④介護福祉ｻｰﾋﾞｽ苦情調整委員の設置を盛り込む**
- 市町村独自のｵﾝﾌﾞｽﾞﾏﾝ機能として、市町村長の付属機関の位置付け
- 機能　調査権、勧告権、公表権

**⑤介護保険運営協議会の設置を盛り込む**
- 介護保険運営への恒常的な住民参加機関として、市町村長の付属機関の位置付け
- 構成　被保険者代表(公募)
  ｻｰﾋﾞｽ提供事業者代表、公益代表
- 機能　事業計画の策定と改定
  事業計画の進行管理
  予算・決算・要介護認定等、介護保険運営状況の点検
  制度見直しへ向けた課題の調査研究と整理
  (ｻｰﾋﾞｽ苦情調整)

さらに、市町村独自のサービスについては次のように明文化を、と提案しているところもある。

### 市町村の独自サービスの創出(骨子) ― 東京市町村自治調査会 第2次高齢者介護研究会 ―

**(1)市町村特別給付**

1 地域の特性に応じたｻｰﾋﾞｽを給付し、また新たなｻｰﾋﾞｽの創出に関すること
2 保健・医療・福祉の連携のとれたｻｰﾋﾞｽの総合的な提供に関すること
3 市町村特別給付は、法的給付を効果的に実施するための補完的な給付とすること
4 市町村特別給付の種類及び各給付の定義に関すること(おむつの支給、寝具乾燥ｻｰﾋﾞｽ移動ｻｰﾋﾞｽ、理美容ｻｰﾋﾞｽ等)

**(2)保健福祉事業**

1 保健福祉事業の種類及び各給付に関すること(**介護者への支援事業**:情報提供・介護教室・家族ﾘﾌﾚｯｼｭ等、**要介護の予防事業**:健康教室 健康相談・健康づくり等、**直営介護ｻｰﾋﾞｽ事業 貸付事業等**)

**(3)その他の一般地域福祉サービス**

1 市民の保健医療の向上及び福祉の増進のため市町村特別給付及び保健福祉事業のほか必要なｻｰﾋﾞｽ給付に関すること
2 一般地域福祉ｻｰﾋﾞｽの種類及び給付は条例施行規則で別に定めること

(2)介護サービス提供事業者についての住民への情報提供策はどうか。

【福祉課長】サービス提供事業者の指定・指導は県が行う。県からの情報をもとに町広報や窓口で積極的に情報提供に取り組む。

(3)10月オープン予定の在宅介護支援ｾﾝﾀｰの機能(事業内容)と体制、介護支援専門員の配置計画（いつから・どこに・何人)、募集採用予定の説明を。

【福祉課長】最近になって、天寿荘から在宅介護支援センター設置に極めて消極的意向を示されたので、今年度中整備を断念せざるを得ないという不測の事態となった。今後は、町老人保健福祉計画の見直しや介護保険事業計画策定の作業の中で主要な位置付けをし、医療機関や社会福祉協議会への委託も視野に入れて早期に設置できるよう努力する。

えっ、今年度中にはできないですって!!
在宅介護支援センターが？？

町高齢者保健福祉計画には計画最終年度のH11年度までには、天寿荘に設置する、とある。在宅福祉ｻｰﾋﾞｽを充実させるための核ともなるべき機関で、相談や情報提供を行い、ケアプランを作成しているところもある。

度々、早期設置を求めてきたが、叶わなかった。ようやく今年度当初予算に在宅介護支援センター整備費補助金 2300万円と運営委託費(10月～) 570万円が計上され、ほっとしたばかりだった。

なのに、間際になって突然に、何故こんな事態になってしまったのか？天寿荘との交渉過程での見通しが甘かったのではないか、あまりにも、天寿荘に依存しすぎたのではないか、等々・・・。ふれあい館建設のとき、在宅介介護支援センターも設置して、と提案した(H8年9月)が、もっと何度も言い続ければよかった。今となっては、社会福祉協議会への委託が早期の実現性が高いかな。

(4)現時点で、厚生省水準に満たないサービスの種類は何か、その結果、保険料額をどのように推計しているか。

【福祉課長】栃木県のサービス基盤整備状況は施設サービスは全国平均だが、在宅サービスは平均を下回っている。厚生省水準に満たないサービスは次の通り。

- 通所リハビリ　・通所介護
- 通所による医師等の医療指導
- 痴呆性対応型共同生活
- 有料老人ホームでの介護
- 福祉用具貸与

このため、第1号被保険者の保険料は、厚生省が示している月額平均3000円より、当然下回る。

昨年秋に実施した実態調査のデータから、保険料を試算してみた。

65才以上 2385人、

要援護
- (在宅)274人 ― うち障害老人217人
  - 生活自立 81人
  - 準寝たきり83人
  - 寝たきり 53人
- (施設) 25人

介護費用(見込み単価)の平均月額を
要支援 6万円、要介護(Ⅰ～Ⅴ) 27万円、
施設(特養ﾎｰﾑ) 31.5万円　　として
上記の人数と12か月分を掛け合わせると
給付年額(年間総費用) 5億9346万円、
一割利用者負担を差し引いた額の17%を1号被保険者(65才以上)の保険料で賄うことになっているので、人数で割ると保険料は
**3102円/月・人、町負担は6528万円/年となる。**

あくまでも厚生省が示すサービス水準が満たされている場合。水準以下だと安くなる。それで良いのか、保険料を高くしてサービスを用意するのか？それとも一般福祉施策を充実するか？